

# 市政トピックス

**5月3日は憲法記念日**  
く人権が尊重される社会の実現を目指して

協働推進課 協働人権係

(☎95)0144

差別のない、お互いの人権が守られる明るい社会は、私たちみんなの願いです。日本では、人間らしく生きていくための基本的人権を保障した憲法が施行されて71年になります。人権に関する問題は、女性、子ども、高齢者、障がい者、部落差別（同和問題）、外国人、HIV感染者など多岐の分野にわたり、その背景や経緯は個々の分野により異なります。また近年では、インターネットによる差別的な表現の流布や個人情報無断掲載などによる人権侵害が大きな問題となっています。基本的人権が尊重される社会を実現するためには、私たちが、身のま

## 議会報告会を開催します

3月定例会の報告および、「インクルーシブ教育」、「知立市の観光行政」、「知立駅周辺の放置自転車対策」をテーマに、グループワーク形式で市民の皆さんとの意見交換会を行います。皆さんのご参加をお待ちしています。

- ▶とき 5月12日(土) 午後1時30分から
- ▶ところ 中央公民館 大会議室
- ▶問合せ 議事課 庶務係(☎95-0137)

わりの不合理や矛盾に気付き、解決していく努力が必要です。一人ひとりには異なりますが、人権はすべての人に平等に保障されています。21世紀は人権の世紀と言われています。これを機会に人権の大切さについて考え、お互いを認め合う明るく住みよい社会を築きましょう。

## 北林運動広場 工事のお知らせ

生涯学習スポーツ課 スポーツ振興係

(☎82)5151

国道23号線知立バイパスの橋梁補強工事により、次の期間全面的に使用できません。

▼使用できない期間 5月7日～平成31年3月15日

ただし、次の場合は利用できます。  
・平日の午後5時以降  
・土・日曜日、祝休日  
・年間利用計画書を提出している団体の利用で、市から送付された北林運動広場の体育施設利用許可申請書に記載されている日時の利用

## ひとり親家庭就業支援講習会

(福)愛知県母子寡婦福祉連合会

(☎052)958862

ひとり親家庭の自立を促進するため、就職に結びつく可能性の高い技能や資格の講習会が行われます。

▼講座種目・会場等 下表のとおり

▼対象 県内在住の母子家庭の母、父子家庭の父および寡婦の人で、就業意欲があり、全日程出席できる人  
▼受講料 原則として無料(ただし、教材費・交通費等は自己負担)  
▼申込み 5月7日(月)～28日(月)に子ども課児童家庭係へ。  
※定員を超えて応募があった場合は抽選となります。  
※受講可否についての結果は、6月20日頃に申込者全員に通知します。  
※募集要領と申込書は、市役所2階子ども課児童家庭係で配布します。

## 5月12日は「民生委員・児童委員の日」です

福祉課 保護援護係(☎95)0149

『支えあう 住みよい社会 地域から』  
民生委員・児童委員は、福祉向上のため、地域住民の相談にのり、必要であれば福祉制度や子育て支援サービスを受けられるように関係機関へつなぐ役割を果たしています。また、主任児童委員は子どもや子育てに関する支援を専門に担当する民生委員・児童委員です。  
民生委員・児童委員、主任児童委員は相談に応じる以外にも、ひとり暮らし高齢者の見守り活動、寝たきり高齢者への紙おむつ配布、小学生の登下校に合わせた防犯パトロール、児童センター行事への参加など、地域での様々な活動を行っています。安心して住み続けられる地域づくりに尽力していますので、生活上困ったことがあればお気軽にご相談ください。秘密は堅く守られます。お住まいの地域の担当委員が分からない場合は、福祉課までお問合せください。

平成30年度児童福祉週間標語  
あと一歩 力になるよ その思い  
毎年5月5日の「こどもの日」からの一週間は「児童福祉週間」です。

## 5月5日～11日は「児童福祉週間」

子ども課 児童家庭係

(☎95)0120

講座種目	会場	定員	日程
パソコン講習(初級)	名古屋・名古屋駅	20人	土曜日(全15回) [6月～10月]
職員研修 初任者 Iコース	名古屋・名古屋駅	20人	木曜日(全16回) [7月～11月] 木まで ※7月5日(木)まで 月9日(木)まで 期間が40.5時間 習が可能な人

また、5月12日(土)～18日(金)午後3時まで、中央公民館1階ホールで活動紹介の掲示を行いますので、ぜひお立ち寄りください。

ふとんの洗濯・乾燥サービスをご利用ください

長寿介護課 長寿係 (☎95)0150)

在宅でねたきりやひとり暮らしの高齢者、重度障がい者の人が使用している寝具の洗濯・乾燥を無料で行います。

▼対象者

①おおよね65歳以上のひとり暮らしの人

②おおよね65歳以上で介護保険の要介護4・5の認定を受けた人

③身体障害者手帳1・2級または、療育手帳A判定の人

▼内容 掛け布団・敷き布団・毛布各1枚の洗濯・乾燥

※ただし、羊毛布団など特殊なものは除きます。ダブル以上のサイズについては、ご相談ください。同じ種類の布団を2枚申込むことはできません。希望者は、代わりの

布団を無料で借りることができず。

▼実施日

「回収日」 5月17日(木)・18日(金)

「配達日」 5月24日(木)・25日(金)

▼時間帯 午前(8時30分～正午)・午後(正午～午後3時)

※時間帯の指定は午前・午後のみです。

▼申込み 5月9日(水)までに長寿介護課へ。

※過去に利用したことがある人は電話で申込みも可能です。

※次回は8月に実施予定です。(詳細については8月1日号の広報に掲載予定です)

民生委員・児童委員の退任

福祉課 保護援護係 (☎95)0149)

新池1丁目地区担当の民生委員・児童委員 野村勝昭さんが、平成30

リサイクル家具などの展示・販売

- ▶展示入札期間 5月2日(火)～13日(日) (7日(月)は休館日)
- ▶ところ リサイクルプラザKC(クリーンセンター管理棟2階)内で再生補修家具などの入札をします。
- ▶応札価格 1点につき100円からです。
- ▶対象 市内または刈谷市在住の人
- ▶開札・連絡・引渡期間 5月16日(火)～20日(日)

- 引渡期間厳守。期限までに取りに来られない場合は落札無効となります。また、しばらくの間、入札が無効になります。
- 引渡時は本人確認できるものを必ず持参してください。
- 展示品の状態を、確認の上、責任を持って入札してください。
- 営利目的の入札、返品およびキャンセルはできません。
- 運び出しは自己搬出です。
- ▶問合せ リサイクルプラザKC (☎21-7251)

年3月31日をもって退任しました。

後任委員が決定するまでの間、この地域にお住まいで民生委員・児童委員へ連絡を取りたい人は、福祉課保護援護係までお問合せください。

平成30年工業統計調査(製造事業所対象)にご協力ください

企画政策課 政策係 (☎95)0114)

平成30年工業統計調査を6月1日現在で実施します。

本調査は、製造業を営む事業所を対象に、その活動実態を明らかにすることを目的としています。調査員が対象の事業所へ5月中に調査票をもってお伺いしますので、ご協力いただきますよう、よろしくお願います。(一部事業所では経済産業省から直接郵送で届きます。)

なお、インターネット回答の対象範囲も拡大され、調査に関する全ての回答がパソコンの画面上で24時間対応可能ですので、ぜひご利用ください。

また、皆さんからご提出いただく調査票は、統計法に基づき秘密は厳守されますので、正確なご記入をお願いいたします。

自動車税の納税をお忘れなく

西三河県税事務所自動車税グループ (☎0564)272712)

自動車税の納期限は5月31日(木)です。

4月1日現在で自動車をお持ちの人に對し、5月上旬に県税事務所から納税通知書をお送りしますので、お近くの県税事務所、金融機関、コンビニエンスストア等で自動車税を納めてください。(納付場所は、納税通知書の裏面をご確認ください。)

また、パソコンやスマートフォンなどを利用して、インターネットバンキングやクレジットカード(決済手数料がかかります。)でも納付していただけます。

なお、名義変更・廃車などの手続きを他の人に依頼した自動車について納税通知書が届いた場合は、それらの手続が3月末日までに終わっていないことが考えられますので、依頼先にご確認ください。

また、転居などで納税通知書が届かないときは、管轄の県税事務所にご連絡ください。

○ホームページ  
http://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/0000021910.html

**図書館臨時職員を募集します**

文化課 図書係 (☎83)1131

- ▼募集人数 若干名
- ▼勤務時間 火～金曜日の午後5時～7時15分
- ▼勤務内容 本の貸出・返却等のカウンター業務
- ▼応募資格 満65歳未満の人(司書資格者優遇)
- ▼時給 940円
- ▼応募方法 5月1日(火)～11日(金)履歴書1通に写真を添付し、図書館2階事務室へ持参してください。後日、面接を行います。

**かかりつけ医をもちましょう**

保健センター (☎82)8211

急速な高齢化に伴い、医療を必要とする人が増加している一方、軽症であっても病院の救急外来を受診されるケースが増えています。そのため、入院や緊急手術が必要な救急患者の対応が十分に出来なくなる恐れがあります。体の不調を感じたとき

**お詫びと訂正**

広報4月1日号13ページに掲載しました「史跡八橋かきつばた行事」の「茶会」と「大茶会」の開催時間に誤りがありました。

(誤) 10:00～16:00  
(正) 10:00～15:00

ここにお詫びして訂正します。  
▶問合せ 経済課 商工観光係 (☎95-0125)

は、まずは「かかりつけ医」に診てもらいましょう。

「かかりつけ医」とは、日ごろから患者さんの体質や病歴、健康状態を把握し、日常的な診療や健康管理上のアドバイスなどもしてくれる身近なお医者さんのことです。「かかりつけ医」なら、いままで診察してきた情報から総合的に判断し適切な治療がうけられます。なるべく診療時間内に「かかりつけ医」に受診しましょう。

診療時間外など「かかりつけ医」が不在の場合、急な病気の診察は、休日診療所や当直当番医をご利用ください。当直当番医については、毎月1日号の広報や市ホームページでお知らせしています。

いざという時のためにも、「かかりつけ医」をもちましょう。

**一般不妊治療費補助金制度**

保健センター (☎82)8211

不妊で悩んでいるご夫婦に、その治療費の一部を補助します。

▼対象 夫婦のどちらかが知立市に住所があり、医療保険に加入し、医師に不妊治療の必要があると診断された法律上のご夫婦(他の市町村で同様の補助を受けている場合は対象外)

▼対象治療 平成30年3月1日～平成31年2月28日に受けた不妊検査、一般不妊治療、人工授精

▼対象費用 不妊治療に要する費用の自己負担額。健康保険適用外の費用も対象となります。(文書料などの

治療に直接関係のない費用は対象外)  
▼補助内容 1夫婦1年度につき1回、自己負担額の2分の1、上限5万円(1年度は3月受診分から翌年2月受診分です。)

▼期間 継続する2年間で、他の市町村で受けた補助期間も含まれます。

▼申請期日 平成31年3月25日(月) ※申請書類は市ホームページからもダウンロードできます。

**知立市空家等対策計画を策定しました**

建築課 建築係 (☎95)0128

近年、人口減少や高齢単身者の増加、建物の老朽化、居住ニーズの多様化等を背景として、全国的に空家が増加傾向となっています。こうした中、平成26年11月に、「空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「空家法」という。)」が公布されました。

市では、この空家法に基づき、総合的な空家等対策を効果的・計画的に推進するため、3月に「知立市空家等対策計画」を策定しました。これは市の空家等対策の基礎となるものです。

空家等の適切な管理は、第一義的には当該空家の所有者等が自らの責任において行うことが原則です。市は、空家等の適正管理・発生抑制に向けて体制の整備として、所有者等に対する情報提供、相談受付を行い、相続登記の必要性など啓発に努めます。詳しい内容は、市ホームページに掲載していますのでご覧ください。

**ちりゅうファミリー・サポート・センター 援助会員を募集します**

ファミリー・サポートとは、子育ての手助けをして欲しい人(依頼会員)と子育てのお手伝いをしたい人(援助会員)が会員になり、お互いが助け合いながら活動する組織です。

センターでは、子育てをサポートする援助会員を募集します。

※援助活動をされた時にはちりゅうファミリーサポートセンターが規定する子ども1人、1時間あたりの報酬があります。

※講習を受けてからの登録となります。

▼とき 5月14日(月) 午前9時～午後0時30分

▼ところ ちりゅうファミリー・サポート・センター(中央子育て支援センター内)

▼内容 緊急時対応と応急処置・子どもの安全と病気・ケガの対応・子どもの遊びと遊ばせ方

▼持ち物 顔写真2枚(縦3cm×横2cm、スナップ写真可)、筆記用具

▼申込み 5月10日(木)までにファミリー・サポート・センター(☎82)9009へ直接または電話でお申込みください。

日本赤十字からのお知らせ  
赤十字の活動資金に  
ご協力をお願いします

福祉課障がい福祉係

(☎95)0118

5月は、赤十字運動月間です。日本赤十字社は国内外で様々な人道支援活動を行っています。これらの活動は赤十字の理念と活動に賛同してくださる皆さんからの寄付等によって支えられています。この運動期間中、各町内会を通じて、活動資金の募集をお願いしています。

この募金は、あくまでも自発的な寄付行為ですので、金額の定めは一切ありません。ただし、「会員」として加入を希望される場合は、500円以上の納付が必要になります。

なお、法人または町内会に未加入の人については、福祉課窓口で受付しています。皆さんの温かいご支援、ご協力をよろしくお願いします。

大雨シーズンを前に

安心安全課 防災係 (☎95)0160

これから梅雨や台風シーズンとなり、大雨による被害が心配される所です。災害が発生する危険性が高まった場合、各市町村が避難に関する情報を発表します。発表する避難の情報には3種類あります。

このような情報は、市ホームページ、防災無線や防災ラジオ、テレビ

等で知ることができます。また、市では登録制メール配信サービス「すぐメール」を行っています。登録について詳しくは市ホームページをご覧ください。

(下記QRコードからもご利用いただけます。)



大雨が降った時にどのような被害(浸水など)が発生する可能性があるかを気象庁ホームページ内で確認することができるとは、市ホームページには過去の災害で浸水した区域などをまとめた「知立市洪水ハザードマップ」を掲載しています。大雨といった自然災害時には、避難情報が発表されていなくても、自らの判断で避難行動をとることが原則です。自ら情報を入力し、もしものときに備えて早めの行動をとります。

避難をよびかける3つの情報

※内閣府防災情報のホームページを参考に作成

避難準備・高齢者等避難開始

・避難に時間を要する人(ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等)とその支援者は避難を開始しましょう。  
・その他の人は、避難の準備を整えましょう。

避難警告

・速やかに避難場所へ避難をしましょう。  
・外出することによって命に危険が及ぶような状況では、近くの安全な場所への避難や、自宅内のより安全な場所へ避難をしましょう。

避難指示(緊急)

・まだ避難していない人は、緊急に避難場所へ避難をしましょう。  
・外出することによって命に危険が及ぶような状況では、近くの安全な場所への避難や、自宅内のより安全な場所へ避難をしましょう。

人的被害の可能性が高い

みんなでつくりわがまちを!

町内会加入のご案内

(敬称略)

▶町内会とは 町内会は、町などの一定区域に住む人々の意志に基づいて結成された任意団体で、市内には31の町内会があります。(町内会の無い地域はありません)

▶町内会の必要性 安心安全で、明るく住みよい地域づくりを実現させるためには、お住まいの地域で実施される活動に積極的に参加し、ともに助け合い、協力をしていくことが大切です。

東日本大震災のような大規模災害の発生が、東海地区でも危惧されています。市職員や消防職員などがすぐに現地に駆けつけることができるとは限りません。いざという時、頼りになるのは身近なご近所さんです。

町内会は、皆さんの生活に密接な自主活動を行っていますので、積極的に町内会に加入していただくようご案内します。

町内会への加入等のお問合せは、各町の区長までご連絡ください。

※各区長の連絡先については協働推進課 協働人権係 (☎95-0144) にお問合せください。

町内会名	区長氏名	町内会名	区長氏名
長篠町	渡辺 久芳	八ツ田町	小橋 和昭
山町	杉村 和男	牛田町	中島 秀敏
山屋敷町	佐々木 満男	南陽区	小林 暎治
中山町	伊藤 和文	八橋町	鈴木 武司
中町	尋田 照好	来迎寺町	竹本 有基
新地町	山崎 りょうじ	昭和1丁目	山田 恭敬
本町	神谷 正明	昭和2丁目	三橋 輝亘
宝町	杉浦 正勝	昭和3丁目	伊東 肇
西町	安井 良和	昭和3丁目1	柴田 勝
逢妻町	市原 健	昭和4丁目	杏村 敏恵
西丘町	益田 雄二	昭和5丁目	岩瀬 清
上重原町	稲垣 英男	昭和6丁目	久保田 忠邦
弘法町	岡田 俊治	昭和7丁目	高笠原 晴美
西中町	神谷 元章	昭和8丁目	石川 博文
新林町	久村 浄	昭和9丁目	加藤 高明
谷田町	田中 寛孝		